

介護保険主治医意見書作成料請求書

東久留米市

令和 年 月 分

作成依頼日 令和 年 月 日

保険者番号 1 3 2 2 2 5

被保険者	(フリガナ)										
	氏名										
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	男	女				
		年	月	日							

請求医療機関	医療機関名										
	所在地	〒			-						
	担当者										
	連絡先										

意見書作成日 令和 年 月 日

意見書送付日 令和 年 月 日

意見書作成料 種別 1. 在宅 2. 施設 1. 新規 2. 継続 金額(税抜) 円

診断・検査費用	内訳		点数				摘要				
	診断	検査									
		胸部単純X線撮影									
		血液一般検査									
		血液化学検査									
		尿中一般物質定性・半定量検査									
	合計						点数合計 × 10円				円

請求額	意見書料					円
	診断・検査費用					円
	消費税					円
	合計					円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続(更新・変更)申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性・半定量検査